

故(注1) 相州さうしゅう禪門ぜんもんの中に、(注2) 祇候しごうの女房ありけり。腹

あしく、(注3) たてだてしかりけるが、ある時**成長の子息**

の、同じくつかまつりけるを、いささかの事によりて腹

を立て、打たむとしけるほどに、物にけつまづきていた

く倒れて、いよいよ腹をすゑかねて、禪門に、「子息

某それがし妾わらはを打ちて侍り」と、訴え申しければ、「不思議の

事なり」とて、かの俗を召して、「まことに母を打ちた

るにや。母しかしか申すなり」と問はる。「まことに母

を打ちて侍り」と申す。禪門、「かへすがへす奇怪なり。

不当なり」と叱りて、所領を召し、流罪に定まりにけり。

ことにがにがしくなりける上は、腹も漸やうやく癒えて、あ

さましく覚えければ、母、また禪門に申しけるは、「腹

の立つままに、この俗、我を打ちたりと申し上げて侍り

つれども、まことはさること候はず。おとなげなく彼を

打たむとして、倒れて侍りつるねたさにこそ訴へ申し候

ひつれ。**まめやかに御勘当候はむことはあさましく候ふ。**

許させ給へ」とて、けしからずまたうち嘆き申しければ、

「さらば召せ」とて、召して事の子細を尋ねらる。「ま

ことには**いかで母をば打ち候ふべき**」と申すとき、「さ
らば、など初めよりありのままに申さざりける」と、禅
門申されければ、「母が打ちたりと申さむ上には、**我が**
身こそとがにもしづみ候はめ、母を^(注4)虚誕^{きよたん}のものに
は、いかなし候ふべき」と申しければ、いみじき至孝
の志深きものなりとて、大きに感じて、なほ別の所領を
添へて^(注5)給はり、殊に^(注6)不便^{ふびん}のものに思はれけり。
末代の人の心には、ありがたく、めづらしくこそ覚ゆ
れ。

(注)

- 1 相州禅門：北条時頼。鎌倉幕府五代執権。
- 2 祇候：そば近くお仕えすること。
- 3 たてだてしかりけるが：強情な性格であったが。
- 4 虚誕：嘘つき
- 5 給はり：ここでは「給ひ」と同義の尊敬語として使われている。
- 6 不便のもの：かわいい者

今は亡き相州禅門（北条時頼）家に、お仕えしている女房がいた。短気で、強情な性格であったが、ある時成人した息子で、母と同じく相州禅門にお仕えしていた息子を、些細なことが原因で腹を立て、打とうとした時に、物にけつまずいてひどく倒れて、ますます苛立ちを抑えることができなくて、禅門に、「息子が私を打ちました」と訴え申し上げたので、（禅門は）「思いがけないことだ」と言って、その俗人【＝息子】をお呼びになって、「本当に母を打ったのだろうか。母はこれこれだと申ししているぞ」と（息子に）お尋ねになる。（息子は）「本当に（私が）母を打ちました」と申し上げる。禅門は、「まことに不可解なことである。よくないことだ」と叱って、領地をお取り上げになり、（息子は）流罪に決まってしまった。事態がまずいことになってから、（母の）怒りも次第に収まって、（息子の処罰が）思いがけないことに思われたので、母が、また禅門に申し上げたことは、「腹が立つのにまかせて、この子が私を打ったと申し上げましたが、本当はそのようなことはありません。（私が）大人げなくあの子を打とうとして、倒れました悔しさで（あのように）訴え申し上げたのです。本格的にお咎めがございませんようなことは思いがけないことでございます。お許しください」と言って並々でなくまた嘆いて申し上げるので、（禅門は）「それならば（息子を）呼べ」と言って、お呼びになつて詳しい事情をお尋ねになる。（息子が）「本当はどうして母を打つことができましょうか、いやできません」と申し上げると、「それでは、なぜ初めからありのままに申し上げなかったのか」と禅門が申し上げなされたので、「母が打ったと申し上げたからには、私自身が処罰を受けることがあろうとも、母を嘘つきにどうしてすることができましょうか、いやできません」と申し上げたので、たいそう孝行の心の深い者であると言つて、大いに感心して（本来の領地の他に）さらに別の領地を加えてお与えになり、格別にかわいい者だと思ひになった。末世の人間の心としては、めつたになく、すばらしいものだと思われる。